

事務連絡  
令和5年3月30日

各障害福祉施設の管理者 様

兵庫県福祉部 障害福祉課長  
ユニバーサル推進課長

## 障害福祉施設等における新型コロナウイルス感染症対策の継続について(通知)

平素は、本県の障害福祉行政の推進及び感染症防止対策に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

先般、新型コロナウイルス感染症の位置付けが5類感染症に変更されることに伴う医療提供体制等について、国から具体的な方針が示されたことを踏まえ、3月22日、県新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、新年度に向けた感染を広げない取組への協力をお願いしているところです。

については、各施設等において、下記の点にご留意の上、引き続き対策に取り組んでいただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1 感染対策の推進

##### (1) 基本的な感染予防対策

- 今一度、3密の回避、適切なマスク着用、手洗いや手指消毒、効果的な換気など基本的な感染対策の継続をお願いいたします。
- 職員に対して、発熱、咳、喉の痛み等の風邪症状などが見られる場合に出勤しないことについて、再度徹底をお願いいたします。
- 感染症対策に必要な衛生資材(ガウン、N95マスク、キャップ、フェイスシールドなど)は、利用者の陽性が判明した時点から直ちに必要となるので、日頃から、必要数の備蓄をお願いいたします。

##### (2) 医療機関との連携等

- 施設等においては、位置付け変更後においても、新型コロナ患者に係る往診や電話等による相談、入院の要否の判断及び入院調整に対応できる医療機関の確保その他の感染対策に関する取組が引き続き必要です。

#### 2 マスク着用の取扱い

- 令和5年3月13日以降のマスク着用の取扱いについては国は、個人の主体的な選択を尊重し、着用は各個人の判断に委ねることを基本としたうえで、感染防止対策としてマスクの着用が効果的である場面など、一定の場合にはマスク着用の推奨を行うこととしています。
- 障害福祉サービス事業所等におけるマスク着用の取扱いについては次のとおりであり、「高齢者施設等」には、障害福祉サービス事業所等が含まれますので、対

応をお願いします。

- ・ 高齢者等重症化リスクの高い方への感染を防ぐため、高齢者施設等への訪問の場面では、マスクの着用を推奨
- ・ 高齢者施設等の従事者については、勤務中のマスクの着用を推奨

【参考】別添国事務連絡(マスク着用の考え方の見直し等(特に障害福祉サービス事業所等における取扱い)について)

### 3 面会の実施

- 面会については、面会者からの感染を防ぐことは必要ですが、利用者及び家族にとって重要なものであることから、利用者及び家族のQOLの観点を重視し、地域における感染の発生状況等も踏まえるとともに、面会者及び利用者の体調、ワクチン接種歴、検査結果等を考慮し、直接面会を含めた対応の検討をお願いします。
- 直接面会を実施する場合は、引き続き感染防止対策の徹底をお願いします。

【参考1】国 HP(高齢者施設における面会の実施に関する取組について)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/index\\_00014.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/index_00014.html)

【参考2】国事務連絡

(高齢者施設等における面会の再開・推進にかかる障害福祉施設等の職員向け動画及びリーフレットについて)

<https://www.mhlw.go.jp/content/001048693.pdf>

【参考3】国事務連絡(社会福祉施設等における面会等の実施にあたっての留意点について)

<https://www.mhlw.go.jp/content/001042423.pdf>



## 4 5類移行に伴う支援策の取扱い

### (1) 当面の間継続

ア 施設等の従事者に対する定期的検査(集中的検査)

- 入所系・通所系・訪問系の施設等(政令市・中核市所在分を除く。)を対象にした、抗原検査キットによる週2回の集中的検査は、当面の間継続する。

※ 令和5年4月以降の申込方法等は別途通知

イ 新規入所(入居)予定者及び新規採用予定職員を対象としたPCR等検査

- 入所(入居)系の施設等(政令市・中核市所在分を除く。)を対象に、新規入所予定者や新規採用予定職員に対するPCR等検査は、当面の間継続する。

ウ サービス継続支援事業

- 新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者等が発生した施設・事業所において、建物の消毒に要する費用や職員の感染等に伴う人員確保等、サービスの継続に必要な経費を支援する。

### (2) 令和4年度限りで廃止

- 次の事業は、令和4年度限りで廃止する。

- ・ フォローアップ体制強化事業
- ・ 退院受入支援事業

本県の対処方針(新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針)

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk03/taisho/coronataishohoushin0413.html>

